農の雇用ステップアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の 規定に基づき、農の雇用ステップアップ支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則 に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術 や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修の実施を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者(以下、「事業実施主体」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入 控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律 第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)から研修 生の研修、雇用を目的とした本補助金と重複する国及び地方公共団体の補助金の額を控除した額に、同表の 第4欄に掲げる率(以下、「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、別表の第1欄の1の新規就業者早期育成支援事業及び2の未来を託す農場リーダー育成事業(以下「県事業」という。)については、国の農の雇用事業(以下「国事業」という。)助成対象者が本人の責めに帰さない理由で国事業の要件を満たさなくなり、事業の中止又は採択の取消しを受けた場合、県事業の要件を満たす場合に限り、国事業の助成対象にならなくなった時点にさかのぼって本補助金を交付できるものとする。
- 4 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施 に当たっては、県内事業者(県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うため に必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。)への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ補助事業ごとに別表の第5欄に掲げる様式によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第1号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20日を経過する日
 - (2)規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4 月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表の第 5欄に掲げる様式によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度(前条の報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月20 日までに行わなければならない。
- 2 前項による報告は別表の第5欄に掲げる様式によるものとする。

(雑 則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成12年10月12日から施行し、平成12年度の補助事業から適用する。
- 2 農村地域整備開発関係補助金交付要綱(平成11年6月1日付農政第45号鳥取県農林水産部長通知) は、廃止する。ただし、平成12年3月31日までに交付決定を受けた補助事業については、なおその効力を 有する。

附 則(平成13年7月5日改正)

この改正は、平成13年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成14年6月14日改正)

この要綱は、平成14年6月14日から施行し、平成14年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成15年5月26日改正)

この要綱は、平成15年5月26日から施行し、平成15年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成15年9月4日改正)

この要綱は、平成15年9月4日から施行する。

附 則(平成16年5月24日改正)

この要綱は、平成16年5月24日から施行し、平成16年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成17年5月11日改正)

この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成18年5月10日改正)

この要綱は、平成18年5月10日から施行し、平成18年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成19年5月1日改正)

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成20年4月18日改正)

この要綱は、平成20年4月18日から施行し、平成20年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成21年3月5日改正)

この要綱は、平成21年3月5日から施行し、平成20年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成21年4月20日改正)

この要綱は、平成21年4月20日から施行し、平成20年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成21年8月17日改正)

この要綱は、平成21年8月17日から施行し、平成21年度に係る補助事業から適用する。

附 則(平成21年12月1日改正)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年4月27日改正)

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

附 則(平成22年8月27日改正)

この要綱は、平成22年8月27日から施行する。

附 則(平成22年10月25日改正)

この要綱は、平成22年10月25日から施行する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成22年11月以降の助成について適用する。

附 則(平成23年2月8日改正)

この要綱は、平成23年2月8日から施行する。

附 則(平成23年3月24日改正)

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則(平成23年12月26日改正)

この要綱は、平成23年12月26日から施行する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成23年11月以降の助成について適用する。

附 則(平成24年1月24日改正)

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

ただし、別表3の事業については、アグリスタート研修5期生以降は適用しない。

附 則(平成24年3月30日改正)

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

ただし、別表1(1)の事業については平成24年3月31日以前に開始した研修及びその継続研修についてはなお従前の例による。

附 則(平成24年7月9日改正)

この要綱は、平成24年7月9日に改正し、平成24年度事業から適用する。

附 則(平成24年12月26日改正)

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1ヶ月の上限額は、平成24年11月以降の助成について適用する。

附 則(平成25年4月1日改正)

この要綱は、平成25年4月1日に改正し、平成25年度事業から適用する。

附 則(平成26年2月28日改正)

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成25年11月以降の助成について適用する。

附 則(平成26年3月31日改正)

この要綱は、平成26年3月31日に改正し、平成26年度事業から適用する。

附 則(平成26年10月29日改正)

この要綱は、平成26年10月29日から施行する。

ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成26年11月以降の助成について適用する。

附 則(平成27年1月30日改正)

この要綱は、平成27年1月30日から施行する。

附 則(平成27年3月12日改正)

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

附 則(平成27年5月6日改正)

この要綱は、平成27年5月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月12日から施行し、平成28年度事業から適用する。 ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成28年11月以降の助成について適用する。

附則

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。 ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成29年11月以降の助成について適用する。

附則

この要綱は、平成30年10月18日から施行し、平成30年度事業から適用する。 ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成30年11月以降の助成について適用する。

附則

この要綱は、令和元年5月28日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和元年10月17日から施行し、令和元年度事業から適用する。 ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、令和元年11月以降の助成について適用する。

附則

この要綱は、令和2年3月12日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表(第3条~4条、第6条、第7条、第8条関係

714 (710)	1200	、		5 派	付書類の様	美术	
1	2	3	4	規則第5	規則第5	規則第	6
対象事業	事 業 実 施主体 (直接補 助事業)	補助対象経費	補助率	条第1号 及び規則 第17条第 2項第1号 に掲げる 書類	条第2号 及び規則 第17条第 2項第2号 に掲げる 書類	17条第 3項に 掲げる 書類	重要な 変更
1 業育事 (平度択修) お者成業 30にた限規 (年採研る) (年採研る)	鳥農村手機取業担育構果とい成	①農業法人、農業を入規技術する実践を関いている。 (上下の) は は は は は は は ま と は ま ま ま ま	10分 の10	様第2号	様3号	様3年	本金額 本金以減補の 補3上額助増 助割の

	1				
2 未来を リーダー 成事業	鳥農村手機取業担育構県農い成	① 農業法人、農業参入企業、農業者等が、新規就農希望者を雇用し、技術習得させるために要する経費(上限額)研修生1人当たり月額97,000円※令和2年度以降採択の研修生が障がい者、用務である場合に限り、月額122,000円 ② 指導者研修費1年目、2年目(上限額)36,000円/年			
		③ 事業推進費			
3 農林ボア (平度) (平度) (東京		③ 事業推進費 事業実施主体が、農業の 最高望者を雇用し、農業の野に加え、農業の野に加え、農業の野に加え、農業の野に加え、農業の野に大力ののでは、他の事ましてび、等しています。 一次では、他の事ましてが、等のでは、できる経費はできる経費をは、といますが、等ののでは、といるでは、というのでは、は、というのでは、といるというでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
		(2)農業分野と農林水産業 分野との連携の場合 農業分野での研修を主体 とし、農林水産業分野での 研修を行う場合の上限額			

		は次のとおりとする。
		ア.農業と林業との連携
		(1)と鳥取県版緑の雇用事 業実施要領(平成 21 年 5
		号農林水産部長通知)で
		定める研修単価のいずれ
		か低い額とする。ただし、2
		年目は(1)に定める額とす
		る。
) 曲型() [幸型() ~)+(b)
		イ.農業と水産業との連携
		(1)と鳥取県漁業研修事業 費補助金交付要綱(平成
		資補助金交的要納(平成 28 年 3 月 22 日 付 第
		201500164047 号鳥取県農
		林水産部長通知)で定める
		研修単価のいずれか低い
		額とする。ただし、2年目は
		(1)に定める額とする。
		 古
		ウ.農業と県産農林水産物 加工業との連携
		研修生1人当たり月額1
		年目 168,900 円、2年目
		100,000円
4 農業コラ	農業法	
ボ研修事業	人等の	
	経営体、	雇用し、他産業と連携して
	食品加工業者	
	工業者等	術習得のために行う実践研 修又は、食品加工業者等
	守	修又は、食品加工業有等 が、農業参入に向け、農業
		│ が、辰未参へに回り、辰未 │ 法人等に新規に雇用した者
		を派遣して行う農業研修に
		要する経費。
		ただし、農業分野での研
		修が6か月以上である場合
		で、農業分野での研修に要
		する経費に限る。
		①実践研修に要する経費
		(上限額)
		研修生1人当たり月額
		97,000 円
		②指導者研修費
		(上限額) 36,000 円/年
		50,000 円/ 牛